

令和7年度に実施する「協働化・大規模化事業」の事業内容について

○ 目的・事業内容

「1法人1施設」等の小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多い。そのため、複数の法人で構成する事業者グループが協働して行う取組に対する支援等を通じて、経営の安定化に向けた協働化・大規模化等による職場環境の改善を図る。

1 補助対象

小規模法人（1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営する法人）を1以上含む、複数の法人により構成される事業者（以下「事業者グループ」という。）を対象とする。

※事業者グループは、介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人が含まれる場合も対象。ただし、介護事業所・介護施設等（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。以下「介護事業所」という。）を運営する法人が代表者として申請（以下「申請代表者」という。）が必要。

2 対象経費

- ・合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信に必要な経費
- ・共同送迎の実施に向けた調査等に必要な経費
- ・共同発注による福利厚生の実施や職場環境改善等、従業員の職場定着や職場の魅力向上に資する取組に必要な経費
- ・合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に必要な経費
- ・人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に必要な経費
- ・加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に必要な経費
- ・各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費
- ・協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備に必要な経費（通信費は対象外）
- ・協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費（事業所車両の購入費は対象外）
- ・経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費

3 補助上限額

事業者グループを構成する法人数1につき120万円

（訪問介護事業所を運営する法人の場合は30万円加算）

1事業者グループあたり最大1,200万円

4 補助率

4／5